

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	要望の内容		<p>生活衛生関係営業者等が一定価格以上の機械及び装置並びに器具及び備品を取得した場合に取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除できる措置を平成24年度末までの2年間延長する。</p> <p>租税特別措置法第10条の4、第42の7、第68条の12 同法施行令第5条の6、第27条の7、第39条の42 同法施行規則第5条の9、第20条の3、第22条の25 地方税法第23条、第51条、第72条の23第1項、第292条第1項第3号、第314条の4</p>
3	担当部局		健康局生活衛生課
4	評価実施時期		平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		<p>昭和62年 創設 平成21年度 国税において延長</p>
6	適用又は延長期間		平成23年4月1日から平成25年3月31日まで (平成23年度～平成24年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生関係営業者は、中小零細な経営規模のものが多く、依然として、原油価格の高騰等によりその経営環境は厳しいものがあり、その事業基盤を強化することが政策的に必要であるため、新規の機械、装置等を取得する場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、その脆弱な経営基盤の強化を図る必要がある。また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があることからも、制度延長が適当である。ところで、生活衛生関係営業者等については、本制度は長期措置となっているが、規制緩和や資材価格高騰、円高による成長モメンタムの低下、デフレの影響等により中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制措置は生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係営業者の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p>
		② 政策体系における政策目的	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p>

	の位置付け	施策中目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生関係営業者が新規の機械・装置等を取得することを通じて、経営基盤の強化を図ること。ただし、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じること、設備投資実施企業割合が上昇傾向となることが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備取得額</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生関係営業者は、新規の機械、装置等の取得を通じて、衛生水準の向上、生産性の向上や省力化を推進し、経営基盤の強化を図る必要がある。しかしながら、この種の営業者のほとんどが中小零細の経営規模であることから、積極的な設備投資が行いにくい状況にあるため、租税特別措置法の特例措置により、政策的にインセンティブを講じることで、投資意欲を促進することが可能となる。さらに投資意欲がありながらも資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による資金供給を行うことで、円滑に経営基盤の強化が図られるよう措置する必要がある。</p> <p>なお、当該施策は、設備内容及び業種に限定がないため幅広い事業者が利用することが可能であるが、本制度が廃止されると、生活衛生関係営業者等の設備投資意欲が一層低下することが懸念され、今後、衛生水準の維持、向上が図られなければ、ひいては国民の利益が損なわれる恐れもあり、現状では制度延長が不可欠である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成23年度 34,672,730千円（設備取得額） 9,103件（件数）</p> <p>※株式会社日本政策金融公庫調べによる</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%（前年同期比7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期）となっており、本税制措置を活用した新規の機械・装置等の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>② 減収額</p> <p>(減収額)</p> <p>21年度 80百万円 22年度(推計) 60百万円 23年度(推計) 60百万円</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>好調なアジア向け輸出に加え、エコカー減税やエコポイント等の政策効果による国内民間需要の回復など日本経済は下げ止まりを見せており、本税制措置により、一部の組合については着実に経営基盤の安定化が図られているが、資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより零細な生活衛生関係営業者(消費生活協同組合等)中小企業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で(生活衛生関係営業の業況判断DI(▲34.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)は非常に低調)、大部分の零細な事業者は経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>今後、1年間の設備投資計画の実施予定については、7.1%(前年同期比7.8%増=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成22年4-6月期)となっており、本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかつた場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資(事業基盤強化設備の取得)が行えなかつた場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月)</p> <p>国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当規模(サービス産業全体の18%)で、雇用面でも大きな役割(全産業の12%)を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による国内民需の減速などにより中小零細の生活衛生関係営業を営む者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあるなか、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により設備投資(事業基盤強化設備の取得)を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—